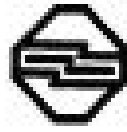


(案)



三島市行政改革大綱(第5期改訂版)

平成23年度～平成27年度



三 島 市
平成23年3月予定

目 次

1	行政改革大綱の策定の趣旨	1
2	財政状況の推移	2
3	三島市行政改革推進の基本方針	6
4	行政改革推進の重点事項	7
	重点事項 1 事務事業の見直し	7
	重点事項 2 民間委託等の推進	7
	重点事項 3 市民参画と協働のまちづくり	8
	重点事項 4 環境と子育てに配慮したまちづくり	8
	重点事項 5 公正の確保と透明性の向上	9
	重点事項 6 電子自治体の推進	9
	重点事項 7 人材の育成と人事管理	9
	重点事項 8 財源の確保	10
5	大綱に基づく行政改革の推進	11
	【用語の解説】	12

1 行政改革大綱策定の趣旨

三島市では、「住民福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本原則に則り、昭和60年から全国に先駆けて行政改革大綱を定め、財政の健全化と簡素で効率的な行政運営に取り組んで参りました。

21世紀に入り10年を経過した現在、日本は少子高齢化の進行による超高齢社会(*注1)が到来し、経済構造の激変、ICT(*注2)の高度化による情報化社会の変革、地球環境や天然資源に係る問題の深刻化などは、国際情勢に多大な影響を与え、国民の生活にも影響を及ぼしています。また、長引く景気の低迷に加え、社会保障関係費等の急激な増加や国・地方を通じた債務の増大など財政状況は益々厳しさを増しており、当市においても、厳しい財政運営を余儀なくされています。

このような状況の中、当市では、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応し、自主性・自立性の高い財政運営の推進と行政サービスの質の向上を図りながら、行政と市民、NPO、事業者等とがそれぞれ適切に役割分担をしつつ、相互に協力して問題解決に向けた取組みをする「協働」を積極的に進めて参りました。

平成23年度から本市総合計画基本構想に基づく第4次総合計画実施計画がスタートしますが、簡素で効率的な行政運営はもとより、総合計画の着実な推進を図りながら、市民のための地方自治運営を更に進めることが求められています。

そのため、パブリック・コメント制度(*注3)により意見を募集するとともに、「三島市行政改革市民懇話会」に意見を求め、いただいた提言等を基に、ここに新たな行政改革大綱を策定したものです。

2 財政状況の推移

一般財源ベース

(単位：千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入	市税	16,199,934	17,673,450	17,747,417	17,218,452
	譲与税・交付税等	4,173,471	2,275,614	2,185,513	2,269,402
	その他一般財源	4,306,844	4,023,096	3,747,578	5,197,590
	歳入 計	24,680,249	23,972,160	23,680,508	24,685,444
歳出	義務的経費	11,967,480	12,023,480	11,280,812	11,385,292
	人件費	7,298,862	7,160,598	6,245,807	6,291,639
	扶助費	1,362,089	1,369,251	1,436,706	1,536,885
	公債費	3,306,529	3,493,631	3,598,299	3,556,768
	一般行政費	5,903,397	5,770,323	5,708,932	5,862,213
	物件費	4,191,760	4,184,949	4,057,525	4,299,683
	維持補修費	157,638	152,217	129,551	135,180
	補助費等	1,553,999	1,433,157	1,521,856	1,427,350
	その他	5,761,213	5,952,574	5,939,408	6,565,200
	歳出 計	23,632,090	23,746,377	22,929,152	23,812,705
	歳入 歳出 差引額	1,048,159	225,783	751,356	872,739

財政健全化法における指標(*注 4)

平成 21 年度健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
三 島 市	(赤字なし)	(赤字なし)	8.3%	44.9%
早期健全化基準	12.51%	17.51%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	

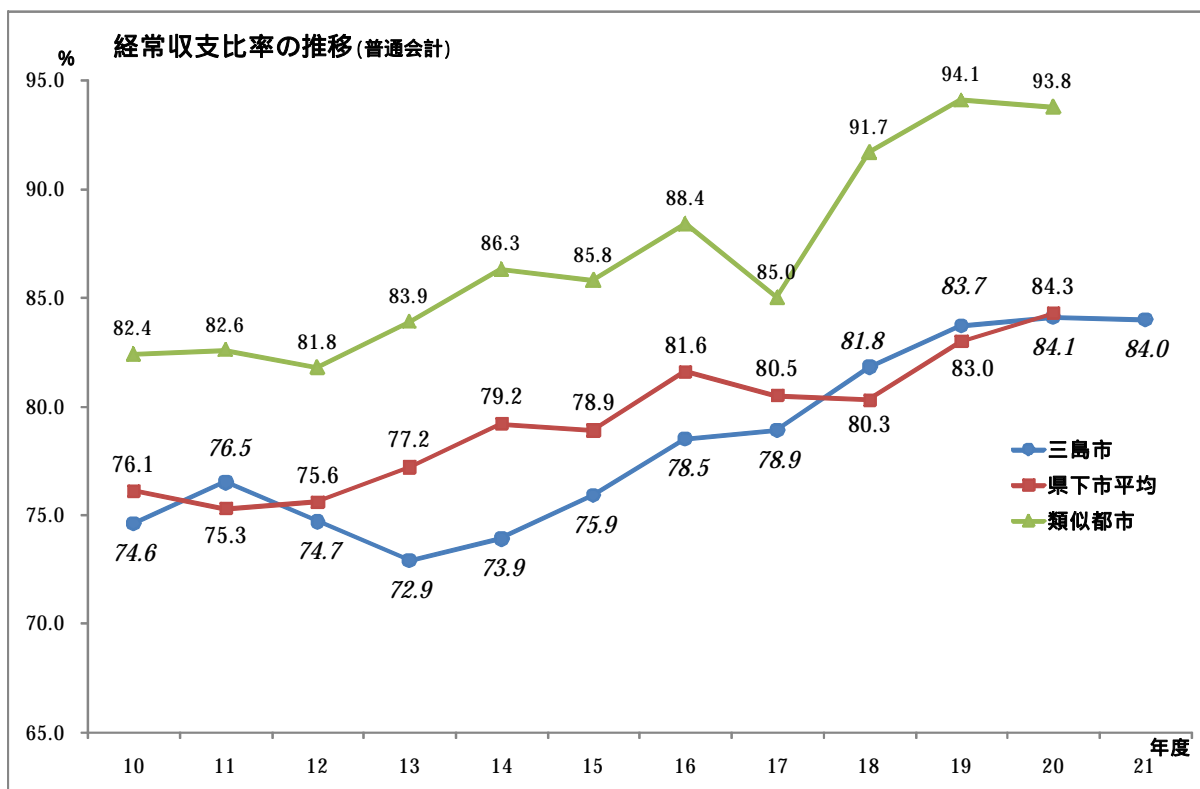
平成 21 年度資金不足比率

会計名	三島市	経営健全化基準
水道事業会計		20.00%
下水道事業特別会計		20.00%
楽寿園特別会計		20.00%

資金不足が発生している、会計はありません

経常収支比率

歳出総額から臨時的経費を除外した経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合であり、市税、地方交付税を中心とする経常的一般財源収入が人件費、扶助費等のように容易に縮減することの困難な経常的経費にどの程度充当されているか、その大きさにより弾力性を判断しようとするもので、低いほど弾力性に富んでいるといえる。



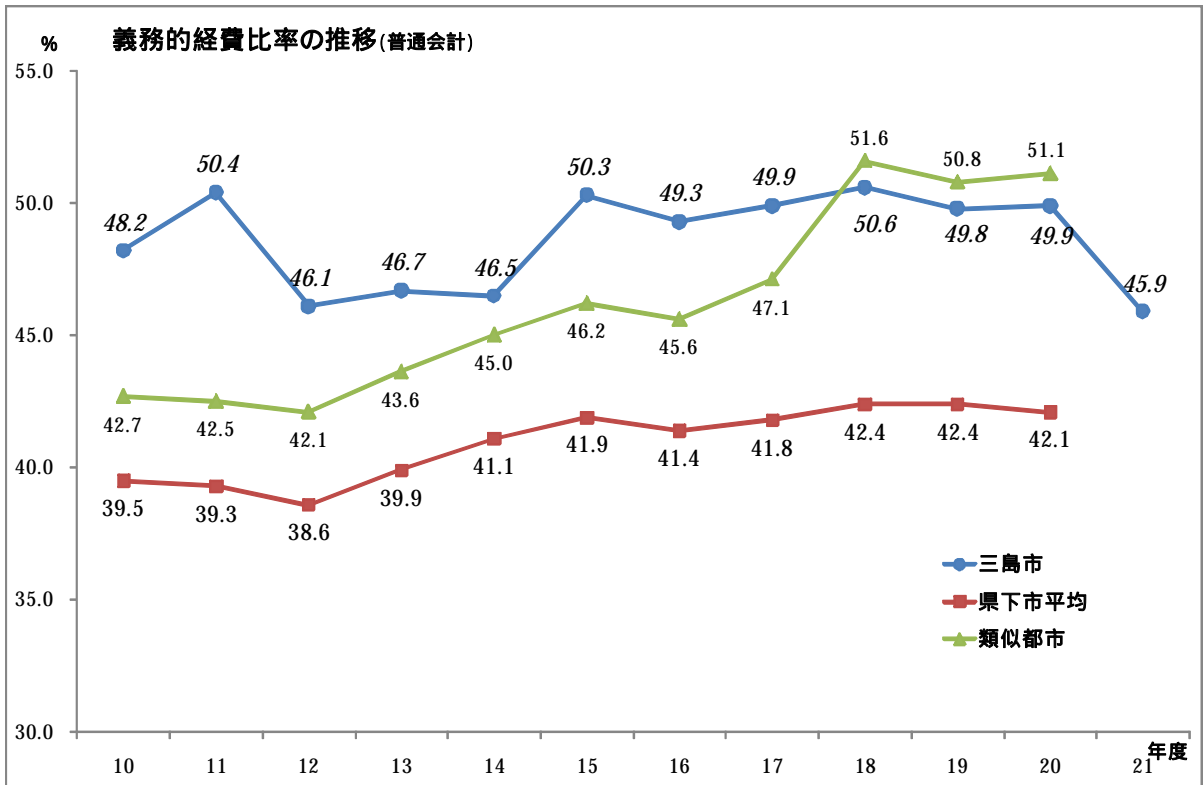
県下市平均には、政令指定都市を含む。以下、同様。

類似都市の区分は「類似団体別市町村財政指数表」(財団法人地方財務協会)の区分による。平成16年までは「-4」(人口80,000~130,000人、次産業+次産業95%以上で次産業65%未満)平成17年は「-2」(人口100,000~150,000人、次産業+次産業95%以上で次産業65%未満)平成18年以降は「-3」(人口100,000~150,000人、次産業+次産業95%以上で次産業65%以上)以下、同様。

義務的経費比率

義務的経費とは地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない生活保護費などの扶助費、借入金の返済金の公債費、職員給与等の人件費からなります。

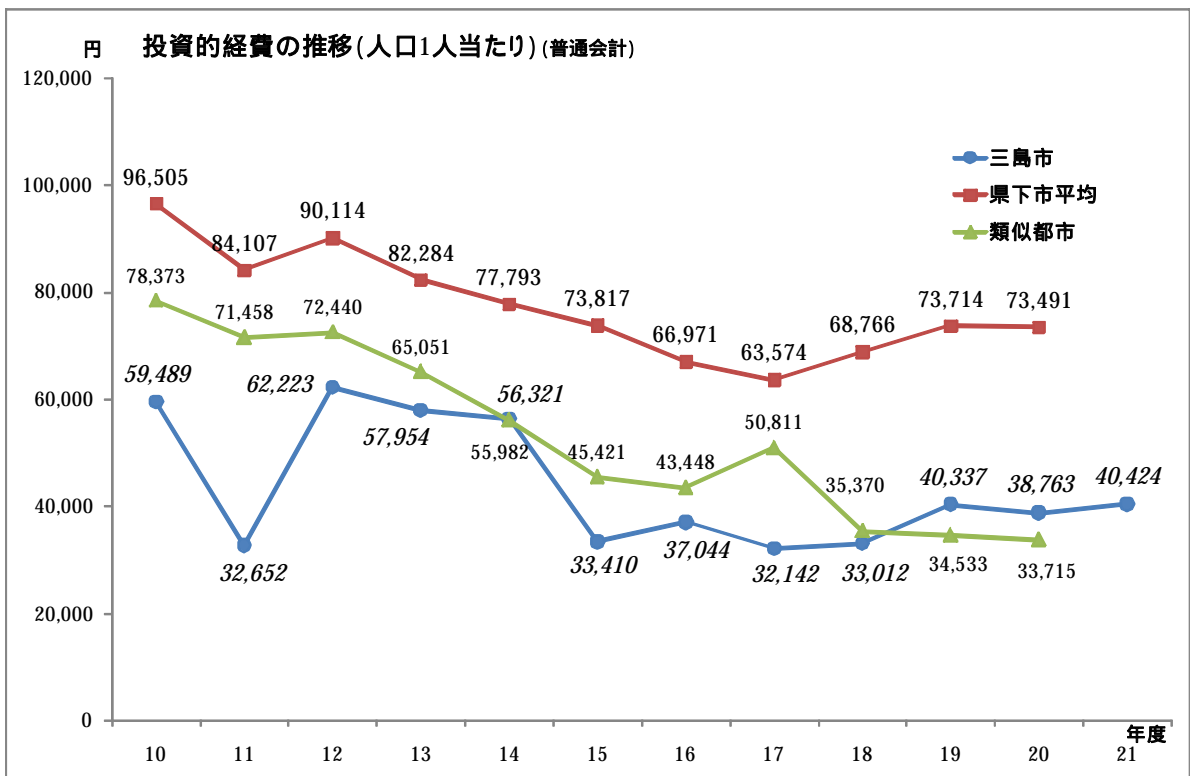
歳出総額に占める義務的経費の割合を義務的経費比率と言います。



投資的経費

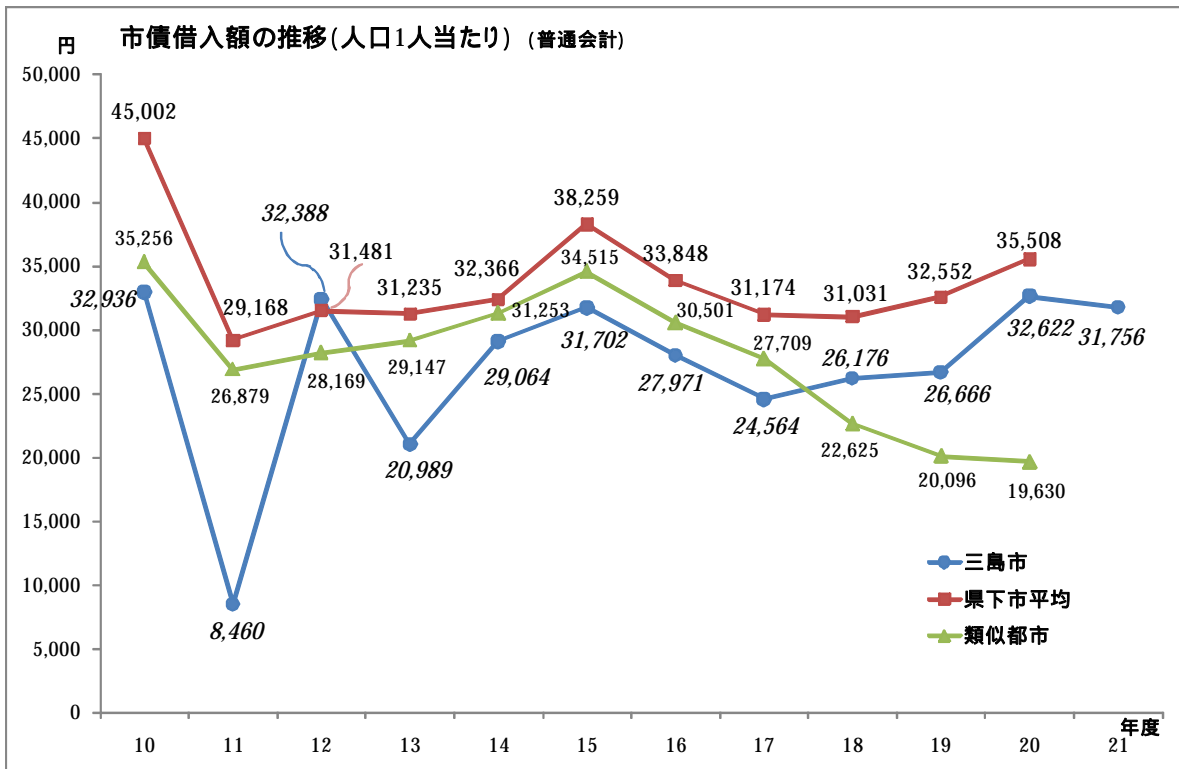
投資的経費とは、道路、橋梁、公園、学校、市営住宅の建設等社会資本の整備に要するものであり、支出の効果がストックとして将来に残るものに支出される経費です。

市民1人当たりどれだけ社会資本の形成に経費を投じているかを比較しました。

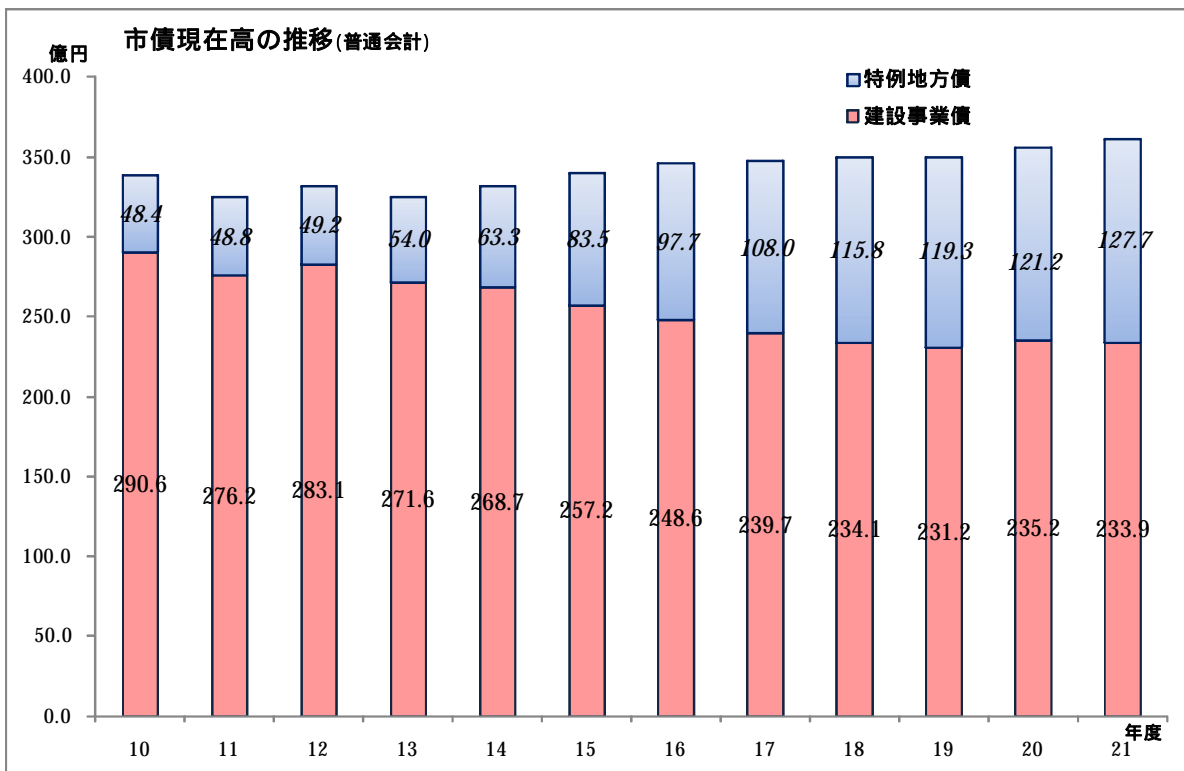


市債借入額

市債には世代間負担の公平性を図る機能があり、道路、学校の建設など市民生活に直結した公共工事などの財源として活用しています。



建設事業債は平成10年度をピークに年々減少していますが、国の地方財政対策に基づく減税に伴う税収減の補てんを目的とした「減税補てん債」及び普通交付税の代替措置による財源補てんを目的とした「臨時財政対策債」など、特例地方債の発行の増加により、平成14年度以降、市債残高は増加傾向にあります。



3 三島市行政改革推進の基本方針

(1) 効率的・効果的な行政運営と人材育成

行政評価や事業仕分けの手法を活用することにより、P D C Aサイクル(*注 5)に基づいた、市民の視点に立った事務事業の見直しや改善を行うとともに、市政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、効率的・効果的な行政運営を推進します。また、このような行政運営を円滑に進めるため、専門知識や高度な技術、政策形成能力をもった人材の育成に努めます。

(2) 市民等との協働により進めるまちづくり

市民、N P O(*注 6)、事業者等の多様な主体と行政が公共的な課題と目的を共有し、相互に連携して知恵を出し合い、適切な役割分担のもとに人的・物的資源を活かした協働によるまちづくりを進めます。また、その基礎となる市民参画を促進するため、引き続き積極的な情報提供に取り組み、開かれた市政を目指します。

(3) 目標による管理と説明責任の確保

行政のさまざまな課題について、いつまでに達成し、どのような成果を目指すのかを、可能な限り数値化し、市民に分かりやすい形で情報を提供していきます。また、施策や事務事業の内容を的確に市民に伝えるため、情報公開制度等により説明責任の確保に努めます。

(4) 健全な財政運営の堅持

多様化・高度化する市民ニーズに対応した行政サービスを継続的に提供していくためには、歳入の根幹をなす市税の収納率の向上や新たな収入の開拓など自主財源の確保に努めると共に、事業仕分けなどによるスクラップ・アンド・ビルド(*注 7)を徹底することにより、計画的で健全な財政運営の堅持に努めます。

4 行政改革推進の重点事項

社会情勢の変化を踏まえ、「三島市行政改革推進の基本方針」に基づいて、次の重点事項に取り組みます。

重点事項 1

事務事業の見直し

- (1) 行政として事業の優先度を判断し、限られた財源を有効に配分することは極めて重要なことであるため、市が実施している事務事業について、行政評価を活用することにより絶えずその必要性を検証していきます。
また、「あれも、これも」ではなく、「今、何を優先して実施すべきか」を検証するため、事業仕分けなどの手法を活用して、選択と集中による事業の重点化を図ります。
- (2) 事務事業の簡素化・効率化を図るとともに、権限移譲等による事務の受け入れ体制の整備・充実を図ります。

重点事項 2

民間委託等の推進

行政サービスの質の向上を目指し、行政と民間の役割分担の見直しを行います。

(1) 各種業務の民間委託等の推進

窓口業務をはじめ各種事務事業全般について、民間活力の利用を検討し、適正な管理監督のもと、市民サービスの向上や効果的・効率的な行政運営を図ります。

(2) 指定管理者制度(*注8)の活用

既に指定管理者制度を導入した公の施設については、向上した市民サービスが維持できるよう監督を行うとともに、更新期に当たっては、より高いレベルの市民サービスにつながるよう選定を行っていきます。また、未導入の公の施設については、民間のノウハウを活用することで市民サービスの向上が図れないか、費用対効果を見極めながらその導入を検討していきます。

(3) 民間活力による公共施設の整備

公共施設の建設、維持管理、運営等に際し、民間資金や経営能力、技術を活用する手法を導入することで、低廉で良質なサービスの提供が期待されるため、その活用に努めます。

重点事項 3

市民参画と協働のまちづくり

社会経済情勢の変化に伴い、多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、市民、NPO、事業者等の多様な主体と行政が、相互に連携して知恵を出し合い、適切な役割分担による人的・物的資源を活かしたまちづくりへの取組みが求められてきています。

こうした状況の中で、「まちづくりの主役は市民である」という原点に戻り、行政と市民、NPO、事業者等との信頼関係に基づいたパートナーシップを築き、「新しい公共」(*注9)を実現するため、市政への参画機会の拡充、男女共同参画の促進を図るなど、協働によるまちづくりの推進に取り組みます。

重点事項 4

環境と子育てに配慮したまちづくり

- (1) 豊かな自然に恵まれた三島の環境を次世代の子どもたちに残していくために行政自ら率先して環境への配慮を実践することで、市民や企業の環境行動を促していきます。また、環境に関する国際標準規格 ISO14001の規格に定められた自己適合宣言により、三島市環境マネジメントシステムをより柔軟な行政版 ISO として運用・改善を図り、環境に配慮したまちづくりを推進します。
- (2) 幼児教育環境や保育体制の充実を図るとともに、食を通じて健やかな心身と豊かな人間性を育む食育を推進することにより、市民が安心して子育てができるまちづくりを推進します。

重点事項 5

公正の確保と透明性の向上

- (1) 情報公開制度に基づく行政情報の適正な管理及び市が保有する個人情報
の保護の徹底を図るとともに、行政手続条例等に則り、行政手続の
適正化を進めることにより、公正の確保に努めます。
- (2) 審議会等への公募委員の登用に努めるとともに、情報通信技術（ICT）
などを活用して、市民が市政に対して意見や提案できる機会を確保
し、透明性の向上に努めます。また、男女共同参画型の行政を進めるた
め、女性の審議会等の委員の登用を積極的に進めます。

重点事項 6

電子自治体の推進

- (1) 高度化する情報通信技術（ICT）を積極的かつ有効に活用するこ
とで、事務事業処理の更なる迅速化を図り、効率的な行政サービスを
推進します。また、実施に当たっては、情報セキュリティの確保に十
分に留意していきます。
- (2) 行政サービスの窓口の一元化、電子申請の推進など、市民満足度の
高い行政サービスの提供に努めます。
- (3) ICTの活用により、市民活動の活性化を図る場をインターネット
上で提供するなど、市民活動の支援をしていきます。

重点事項 7

人材の育成と人事管理

- (1) 人材の育成

地方自治体の主体性・自立性がこれまで以上に求められる時代に的確
に対応し、多様化・高度化する市民ニーズに応えていくためには、職員
一人一人が専門知識や高度な技術を習得し政策形成能力の向上を図る
必要があることから、各種研修会の実施、他の自治体との人事交流等に

より、更なる資質向上と意識改革を図ります。

(2) 人事管理

職員の人事管理については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(新地方行革指針)」に基づき平成22年4月1日における職員数の純減数値を設定して削減に取り組んだ結果、目標を大幅に超えて達成しました。

今後、多様化・高度化する市民ニーズへの対応や権限移譲等により事務量の増加が見込まれるものの、本大綱に基づいて行政改革を推進することにより、現在の行政サービスの維持・向上を図るとともに、より一層の効率的・効果的な行政運営を推し進め、職員数の削減と給与の適正化に取り組めます。

重点事項 8

財源の確保

- (1) 厳しい社会経済情勢のなか、市民ニーズを踏まえた上で、限られた財源を優先度の高い事業に重点的に配分することにより、計画的で健全な財政運営に努めます。
- (2) 社会経済情勢の変化、国の行財政改革・制度改正の動向に常に留意しつつ、市税の収納率の向上に積極的に取り組むと共に、新たな収入を開拓するなど、自主財源の確保に努めます。

5 大綱に基づく行政改革の推進

(1) 推進期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

(2) 推進体制

行政改革推進本部

全庁的に改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革大綱の進捗状況を調査点検し、重点項目の達成に向けて進行管理を行います。

行政改革市民懇話会

毎年、行政改革大綱の進捗状況結果について、意見を交換し、行政改革本部に対し必要な助言を頂いて参ります。

(3) 改革の計画的な実施

本大綱を実効性のあるものとするために、大綱の実施計画にあたる三島市行政改革実施計画(=集中改革プラン)において、事業仕分けの結果を踏まえた適切な進行管理に努めます。

(4) 進捗状況等の公表

三島市行政改革実施計画(=集中改革プラン)の進捗状況は、行政改革市民懇話会に報告し、市ホームページで公表します。

(5) 三島市行政改革実施計画(=集中改革プラン)の見直し

本大綱の推進期間中においても、社会経済情勢等の変化や重点改革項目の進捗状況を踏まえ、随時、三島市行政改革実施計画(=集中改革プラン)の見直しを行います。

【用語の解説】

注1 超高齢社会

65歳以上の方が総人口に占める割合のことを“高齢化率”という。この高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」ということになる。日本は1970年（昭和45年）に高齢化社会に、1994年（平成6年）に高齢社会になり、2007年（平成19年）には超高齢社会となった。

注2 ICT(情報通信技術) (Information and Communication Technologyの略。)

情報・通信に関連する技術一般の総称。ITに替わる表現で、ネットワーク通信による情報・知識の共有(コミュニケーション)が念頭に置かれた表現であるといえる。総務省が2006年から2010年にかけて実施している「u-Japan」は、ICT(情報通信技術)を推進するための政策として提唱したものの。

注3 パブリック・コメント制度

パブリック・コメント制度とは、市の基本的な政策の策定にあたり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要、当該意見に対する実施機関の考え方を公表する制度です。

注4 財政健全化法による指標

わかりやすい財政情報の開示や財政の早期健全化及び再生のための新たな制度の整備を目的として、平成19年6月22日に施行した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(健全化法)により、公表を義務づけられた指標のこと。

健全化判断比率(*注4-1)と資金不足比率(*注4-2)がある。

注4-1 健全化判断比率

健全化判断比率には「実質赤字比率」(*注4-3)、「連結実質赤字比率」(*注4-4)、「実質公債費比率」(*注4-5)、「将来負担比率」(*注4-6)の4つの指標がある。

健全化判断比率には早期健全化基準(*注4-7)、財政再生基準(*注3-8)が設けられている。4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上である場合、公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を定めなければならない。また、4つの指標のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である場合には、公表した年度の末日までに「財政再生計画」を定めなければならない。

注4-2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率。

資金不足比率には、経営健全化基準(*注4-9)が設けられ、基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定めなければならない。

注4-3 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

注4-4 連結実質赤字比率

すべての会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

注4-5 実質公債費比率

一般会計等が当該年度に負担した地方債元利償還金などの標準財政規模に対する比率で、3カ年平均が用いられる。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもの。

注4-6 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。借入金(地方債)やこれに準ずる負担等の現時点での残高を指標化したもの。

注4-7 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

	早期健全化基準
実質赤字比率	都道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ 11.25%～15%
連結実質赤字比率	都道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ 16.25%～20%
実質公債費比率	都道府県・市区町村：25%
将来負担比率	都道府県・政令指定都市：400% 市区町村：350%

注4-8 財政再生基準

地方公共団体が、財収収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

	財政再生基準
実質赤字比率	都道府県：5% 市区町村：20%
連結実質赤字比率	都道府県：15% 市区町村：30%
実質公債費比率	都道府県・市区町村：35%

3年間（平成21年度～23年度）の経過的な基準

（都道府県は25% 25% 20%、市区町村は40% 40% 35%）を設けている。

注4-9 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。一律20%

注5 PDCAサイクル(マネジメントサイクル)

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画(plan) 実行(do) 評価(check) 改善(action)のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。これを有効なものとするためには、各プロセスにおいて情報収集・分析を行う必要がある。

注6 NPO(特定非営利活動法人)

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

注7 スクラップ・アンド・ビルド

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事務事業や補助金等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ(廃止・縮減)し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法。

注8 指定管理者制度

公の施設の管理について、従来の「管理委託制度」に代わり、新たに創設された制度。これまでの管理委託制度では、地方自治体が公の施設の管理を委託できるのは、自治体が出資する法人や公共的団体などに限定されていたが、民間企業などにも範囲が拡大された。議会の議決を必要とする。

注9 新しい公共

「支え合いと活気がある社会」実現のため、行政だけでなく、市民、NPO、事業者などが積極的に公共的なサービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動していくもの。